

令和7年9月定例会個人質問資料

作成：宮池 明

1-②

特別利益は、前年度に比べ5,714万3千円の減少となった。これは主に、令和6年能登半島地震に係る災害救助費の求償としてその他特別利益が増加したものの、前年度において、平成26年度に発生した法蓮佐保山一丁目の斜面崩落事故に係る解決金等に対する水道賠償責任保険が過年度損益修正益に計上されていたことによるものである。

なお、過年度損益修正益に令和5年度貸倒引当金の修正に係る1,032万6千円が計上されている。これは、それまで時効成立の翌年度に行っていた水道料金の不納欠損処分を、本年度から時効成立年度に行うよう改めた際、算出方法を誤ったことにより過大に計上していた貸倒引当金を修正したことによるものである。

また、前述した能登半島地震に係る災害救助費の求償として1,709万8千円が令和6年度のその他特別利益に計上されている一方で、対応する災害救助費はほとんどが令和5年度の営業費用に計上され、残りが令和6年度の営業費用に計上されている。企業会計原則の第二損益計算書原則（損益計算書の本質）一、Cにおいて、「費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。」と規定されていることから、令和5年度に計上した災害救助費は過年度損益修正として、本年度の費用として計上するとともに、令和6年度の災害救助費については本年度の特別損失に計上することが、費用収益対応の原則に合致した会計処理であると考ええる。

なお、人件費の流用について予算上の制約等により上記処理をしないのであれば、営業費用に、営業収益に対応しない災害救助費が含まれていることを注記する必要があると考える。

○テーマに対する課題整理（私見） ←

2-①

- ・主に低所得や財産が乏しく身寄りのない方への支援にコミットメントする。 ←
- ・時系列的には日常支援と死亡の前後とに必要な支援が多様である。 ←
- ・総合的な支援パッケージを構築し提供する契約を締結するにしても長期契約となる恐れがあり必要な時期の見定めが必要となる。 ←
- ・公正証書遺言で対応可能な範囲なのか、もしくは成年後見制度で対応するのかなどできる限り費用の発生を抑える取り組みも求められる。 ←
- ・どのような支援が、どの程度必要か、またいつのタイミングで必要になるのかなど調査が必要ではないか。 ←
- ・日常生活自立支援事業の充実強化で対応できる範囲があるのではないか。 ←
- ・法定後見の保佐、補助の拡充も必要ではないか。 ←
- ・後見等契約は専門職の個別契約になる。進捗管理や適切に看護を受けているかどうかの監督も必要となるのではないか。 ←

2-②

